全事業(中小企業も対象) 義務化！
理不尽な迷惑行為から社員を守る「カスハラ対策セミナー」

（一社）池袋労働基準協会
主催（一社）大田労働基準協会

2026 年 10 月 1 日から、改正労働施策総合推進法が施行され、顧客や取引先の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント）から従業員を守るための措置を講ずることがすべての企業に義務づけられました。ただ、一方で、・「どこからカスハラかわからない？」・「実情は担当者に対応を任せきりにしている！」・「法律が変わるけど、まず何から始めればいい？｝といった声がきかれるのも実情です。カスハラは、従業員に精神的、身体的負担を強いる不当な顧客行為で、メンタル不調を引き起こしたり、離職に至るケースも見られるところです。

従業員の安全と企業の健全な運営を両立させるためには、カスハラ対策の正しい理解と対応がなによりも必須と言えます。

事業者として安全配慮義務を果たすためのポイントを押さえて、ハラスメント対策の著書もある元労働基準監督署長の特定社会保険労務士がわかりやすく解説します。

1　日時　　2027 年 2 月 9 日（火曜日）13 時 30 分～16 時 30 分　（受付 13 時 15 分～）

2　講師　　**森井　博子氏（労働局・労基署における長い実務経験有する特定社労士）**

3　内容　　**本セミナーで分かること**



- **何が変わる？　改正法の重要ポイント**
- **境界線はどこ？正統なクレームと「カスハラ」の見極め方（＊カスハラ判断基準」）**
- **具体策は？　安全配慮義務を果たすため実務上の組織対応と現場の対策（＊カスハラ対策・自社診断チェックリスト等を示して解説）**

以上を、改正労働施策総合推進法・指針・条例・独禁法・下請法(事業者間ＢtoＢカスハラ等)・フリーランス法・裁判例・問題事例等を示しながら解説

4　定員　　80 名（先着順）

5　会場　　大田区民ホール・アプリコ　小ホール　（裏面案内図参照）

6　受講料　　協会会員　**７，７００円**　　協会会員以外の方　**９，９００円**（消費税込）

7　申込方法等

①申込：裏面「申込書」に記入し 2 月 2 日（火）までに池袋労働基準協会まで Fax **(03-3988-6366)**して下さい。

②受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者様に Fax 返信いたします。
受講者は講習会当日「受講票」をご提示ください。

③振込：受講料は受講票到着後 2 月 2 日(火)までに以下の銀行口座にお振込み下さい。
(振込手数料はご負担願います)

- 銀行名　みずほ銀行　池袋支店　　・口座番号　普通預金　２８４９５８２
- 口座名義　一般社団法人池袋労働基準協会　特別会費口

◇振込人名の前に講習会月日をお付けください（例　0209　〇〇ショウカイ・・・等）

※2 月 2 日（火）までの取消しは受講料を全額返還いたします。(振込手数料はご負担願います)
それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

8　問合先　　（一社）池袋労働基準協会　豊島区池袋 1-8-8　２階　　電話：03-3988-6344

全事業(中小企業も対象) 義務化！
理不尽な迷惑行為から社員を守る「カスハラ対策セミナー」

Fax申込書・受講票

□ 実施日：２０２７年２月９日（火曜日）13：30～16：30　受付開始時 13 時 15 分～
□ 場　所：大田区民ホール・アプリコ　小ホール

一般社団法人 池袋労働基準協会　FAX 03-3988-6366

『事業場事項欄』

会員の別	大田・三田・品川・渋谷・新宿・池袋 ／ 会員以外　○をお付けください		
事業場名 所在地	 〒		
業　種	（講師の事前準備の為ご記入ください）		
申込者メールアドレス			
申込担当者役職・氏名	職　　氏名		
T E L		F A X	

『受講者事項欄』　（３名様以上の場合、この用紙をコピーしてご使用ください。）

ふりがな		受講番号	＊
受講者氏名			
ふりがな		受講番号	＊
受講者氏名			

㊟ 個人情報は、研修名簿の目的以外に利用することはありません。

【交通】
・JR京浜東北線、東急多摩川線
東急池上線「蒲田駅」東口徒歩3分
・京浜急行線「京急蒲田駅」西口徒歩7分

【 会場案内図 】

